

# 新規に手当の認定請求をする方等へ

特別児童扶養手当、特別障害者手当等の振込先に公金受取口座を希望できます。

令和4年12月から、マイナポータルに登録された公金受取口座を特別児童扶養手当、特別障害者手当等（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当）の振込先として登録できるようになりました（ただし、新規認定請求の時のみ）。

## ●注意点

**（1）公金受取口座（受給者本人名義の口座に限る）へ振込を希望し、通帳のコピー等の添付を省略できるのは、新規に認定請求する時のみです。**

マイナンバーで公金受取口座の照会が可能となるため、口座情報、通帳のコピー等の添付は必要ありません。

※ 公金受取口座を希望しない場合は、通帳のコピーなど、口座情報がわかる書類の添付が必要です。

**（2）公金受取口座を変更、廃止した場合は、これまでどおり、口座変更の届出をしていただくとともに、通帳のコピーなど、口座情報がわかる書類の添付が必要です。**

**（3）すでに手当を受けている方で、公金受取口座に登録している口座へ振込を希望する場合は、これまでどおり、口座変更の届出をしていただくとともに、通帳のコピーなど、口座情報がわかる書類の添付が必要です。**

### 【問合先】

（手続方法等についての問合先）

川崎区高齢・障害課	電話044-201-3215
幸区高齢・障害課	電話044-556-6654
中原区高齢・障害課	電話044-744-3265
高津区高齢・障害課	電話044-861-3252
宮前区高齢・障害課	電話044-856-3304
多摩区高齢・障害課	電話044-935-3296
麻生区高齢・障害課	電話044-965-5159

（制度についての問合先）

健康福祉局障害福祉課 電話044-200-2653